

事務事業名		高齢受給者証交付事務				担当	市民生活部 国保年金課 国民健康保険係		
政策名		C 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名		7 地域医療体制の充実				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画						事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠		国民健康保険法					☒ 単年度繰返（開始年度平成14年度～）		
予算科目		2. 国民健康保険特別会計		1. 総務費			☐ 期間限定複数年度（年度～年度）		
事業概要		保険者は、70歳から74歳までの被保険者に対して、医療費負担軽減を図るため高齢受給者証を交付する。毎年有効期限は1年で、期限は交付の翌年度の7月末日となっている。高齢受給者証を、医療機関に提示することにより、当該被保険者は、一部負担金が2割となる。ただし、一定以上の所得がある方（現役並みの所得がある人）は、3割負担、昭和19年4月1日以前生まれの方は、1割負担となる。 * 現役並み所得・・・住民税課税所得の額（収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の控除金額（扶養控除廃止に伴う調整控除を含む）を差し引いた後の額）が145万円以上。ただし、収入の額が383万円未満（70歳以上75歳未満の人が2人以上の世帯の場合は、520万円未満）のときは、申請により1割または、2割負担となる。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 70歳到達者を住民基本台帳により抽出し名簿を作成、毎月末に高齢受給者証を該当者へ郵送した。 平成30年8月から国保被保険者証と一体型保険証となった。 31年度計画 30年度に同じ	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア 高齢受給者証交付者	人	3,422	3,599	4,449	4,583	4,628
	イ						
	ウ						
	エ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 高齢受給者証の交付者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア 高齢受給者証の交付者数	人	3,422	3,599	4,449	4,583	4,628
	イ						
	ウ						
	エ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な自己負担割合で医療を受けられる。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア 受給者証の交付数 / 交付者数	%	100	100	100	100	100
	イ						
	ウ						
	エ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 安心して医療機関を受診することによって、健康で元気に暮らしをしてもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア 健康で元気に暮らしている市民の割合	%	83.5	83.9	82.9	82.8	83.0
	イ						
	ウ						
	エ						

(2) 総事業費の推移				単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	565	584	696	687	507
			事業費計 (A)	千円	565	584	696	687	507
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	35	35	35	35	35	
		人件費計 (B)	千円	147	145	145	146	146	
			トータルコスト(A)+(B)	千円	712	729	841	833	653

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成14年の国民健康保険法の改正に伴い、同年10月に施行。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	受給者証の交付は、毎年増加している。 一定以上の所得のある人（現役並みの所得がある人）の負担割合が、これまでの2割から、平成18年10月の医療制度改正から3割となった。 さらに医療制度の改正を行い、平成20年4月から自己負担額1割を2割に改正する予定であったが、政府の方針により、平成21年3月まで凍結され1割となったため、1割負担該当者に平成20年3月下旬に高齢受給者証を発行し送付し直した。 この凍結は、平成21年3月に平成22年3月まで、平成22年3月に平成23年3月まで、平成23年3月に平成24年3月まで、平成24年3月に平成25年3月まで、平成25年3月に平成26年3月まで各々1年間延伸された。 平成26年4月に凍結が解除となり、平成26年4月1日からの自己負担割合は、次の通り変更された。 1. 現役並み所得の方の自己負担割合は、3割。 2. 昭和19年4月1日以前生まれで、1.以外の方の自己負担割合は、1割に据え置き。 3. 昭和19年4月2日以降生まれで、1.以外の方の自己負担割合は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から2割。 ・平成30年8月から国保被保険者証と一体型保険証となる。（有効期限8月1日～翌年7月31日まで） ・平成30年8月から70歳以上の一般、現役並所得者区分2、3の自己負担限度額が引き上げられた。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	